

職業紹介をご希望の求人者/求職者の皆様へ

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下項目を明示いたします。
ご確認ください。

◆取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- ・職業紹介における当社の取扱業務範囲は全職種です。
- ・当事業所の職業紹介における該当地域は日本国内全地域です。

◆手数料に関する事項

- ・求職者から受領する手数料：職業紹介に関する求職受付の際、手数料は一切申し受けません。
- ・求人者から受領する手数料：就職が決定いたしましたら、当該求職者が就職後、別途、定める手数料表にある金額を申し受けます。また、協議のうえ、手数料に関しては変動する場合もございます。

◆個人及び求人者の情報に関する取り扱いに関する事項

- ・東京本社の個人情報の取扱者は職業紹介責任者の 木村正樹 です。
- ・大阪オフィスと福岡オフィスの個人情報の取扱者は職業紹介責任者の 篠岡有利珠 です。
- ・取り扱い者は、個人情報及び職業紹介に係る求人者の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき【登録規約/個人情報の取り扱いについて】に定める手順に従い、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います、訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は遅滞なく訂正いたします。
- ・当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとします。また職業紹介責任者は少なくとも 5 年に一回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

◆苦情処理に関する事項

- ・東京本社の苦情処理の責任者は職業紹介責任者の 木村正樹 です。
- ・大阪オフィスと福岡オフィスの苦情処理の責任者は職業紹介責任者の 篠岡有利珠 です。
- ・責任者は、求職者本人から苦情の申し出があった場合は、職業安定機関および他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

◆返戻金制度に関する事項

- ・当社の紹介により就職した者が入社後 3 か月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 か月未満で雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後 1 か月以上 3 か月未満で雇用契約が終了した場合 20%

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

その他ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。どうぞよろしくお願いいたします。